２　第八条の十九の四第二項の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の二十一において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該配賦欠損金控除額について準用する。

（法第三百二十一条の八第二十一項の政令で定める要件）

第四十八条の十一の二十　第八条の十九の五の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十九の五中「第五十三条第二十項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第二十一項」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象配賦欠損調整額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の二十一　第八条の十九の六の規定は、法第三百二十一条の八第二十一項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が被合併法人等の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済配賦欠損調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

第四十八条の十一の七の見出しを「（法第三百二十一条の八第十五項の政令で定める額）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第十項に」を「第三百二十一条の八第十五項に」に、「法第五十三条第十項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十項」と、「法第五十三条第九項」を「第五十三条第十四項」に、「法第三百二十一条の八第九項」と、「に」を「第三百二十一条の八第十四項」と、「法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して」に改め、「市町村民税の確定申告書」の下に「を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第十五項」とあるのは「第三百二十一条の八第十五項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」を加え、同条を第四十八条の十一の十五とする。

第四十八条の十一の六の見出しを「（法第三百二十一条の八第十三項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第三百二十一条の八第九項」を「法第三百二十一条の八第十三項」に、「第八条の十七第一項」を「第八条の十七」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十八条の十一の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（法人の市町村民税の控除対象通算対象所得調整額の特例）

第四十八条の十一の十四　第八条の十七の二第一項の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する通算対象所得金額（次項において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十三項の規定を適用する場合について準用する。

２　第八条の十七の二第二項の規定は、法第三百二十一条の八第十五項に規定する被合併法人等（第四十八条の十一の十六において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額について準用する。

第四十八条の十一の五の次に次の七条を加える。

（法人の市町村民税の控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例）

第四十八条の十一の六　第八条の十六の二の規定は、法第三百二十一条の八第三項の法人が通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合における法人税法第五十七条第八項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の二中「第五十三条第六項」とあるのは、「第三百二十一条の八第六項」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第七項の欠損金額の範囲）

第四十八条の十一の七　第八条の十六の三の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額について準用する。この場合において、第八条の十六の三第一項中「より法第五十三条第七項」とあるのは「より法第三百二十一条の八第七項」と、同条第二項中「第五十三条第七項の」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第七項の政令で定める要件）

第四十八条の十一の八　第八条の十六の四の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十六の四中「添付した法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「添付した法人の市町村民税の確定申告書」と、同条ただし書中「第五十三条第七項」とあるのは「第三百二十一条の八第七項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

第四十八条の十一の九　第八条の十六の五の規定は、法第三百二十一条の八第七項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条及び第四十八条の十一の十一において同じ。）開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同項に規定する被合併法人等（以下この条において「被合併法人等」という。）の同項に規定する前十年内事業年度で同項に規定する控除未済合併等欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

（法第三百二十一条の八第八項の政令で定める額）

第四十八条の十一の十　法第三百二十一条の八第八項に規定する政令で定める額は、第八条の十六の六に規定する金額とする。

（法人の市町村民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十一　第八条の十六の七の規定は、合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第八項の規定を適用する場合について準用する。

（法人の市町村民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例）

第四十八条の十一の十二　第八条の十六の八の規定は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第三百二十一条の八第十一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条の十二第一項中「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。